

令和7年度 社会福祉法人龍峯会事業計画

I 社会福祉法人龍峯会基本理念

地域高齢者の福祉の増進と、顧客満足度の高い介護サービスの提供に努めます。

II 「希望」施設理念

将来の自分たちが、利用したいと思える施設を目指します。

III 運営基本方針

1. 法人理念のもと、社会福祉法人としての使命に基づき存在意義を確認し、より充実した経営が出来るよう事業活動の実践、展開をしていく。
2. 法令の遵守に努め、関連する法令の内容を正しく理解し、諸規程の整備、職員への周知徹底を継続的に行うと共に、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営に努める。
3. 利用者の人権を尊重し、尊厳を保ち、安心・安全なサービスを提供する。
4. 福祉の専門職として、職員の専門的知識と技術の向上を図ることによって、法人全体の組織力を向上させ、利用者・家族、地域の意向に沿った質の高い福祉サービスを提供する。
5. 地域との連携や地域に対する支援・貢献に努める。
 - 一、地域の社会資源として、また福祉推進の拠点として地域社会の多様なニーズに対応し、保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り事業を実施する。
 - 二、地域との信頼関係の構築と、地域住民に対する情報提供・啓発活動（家族介護、認知症介護等）を実施する。
 - 三、感染症や災害が発生した場合であっても、事業継続計画により平常時、緊急時の対応に基づき、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるようにする。
さらに福祉避難所機能の充実及び地域の支援力と施設災害対策の連携構築を図る。

IV 重点目標

1. 高齢者虐待防止の推進、事故、感染症等の予防・防止の徹底
 - 一、高齢者施設及び組織としての感染症予防対策を実践し、全職員が平常時の感染対策を行っていく。
 - 二、利用者、家族に信頼され、安心して生活できるよう介護事故予防及びリスクマネジメントを行い事故防止を徹底し、高齢者虐待防止を推進していく。
2. 人材確保や育成、人材定着に向けた組織風土の醸成
 - 一、能力開発、教育訓練、職員研修により専門職として知識及び技術の向上を図り、援助の専門家集団を目指す。
 - 二、キャリアパス制度により、公正で適正な人事管理制度を実現していく。
 - 三、職員同士が尊重し合い、職務にやりがいを感じられるような労務管理の実施。

生活相談支援（特養）

事業計画

① 対人援助者としての技能向上

- 生活相談員としての専門性、倫理観、傾聴力、コミュニケーション能力を定期的に見直し、スキルアップを図ります。
- 高齢者福祉に関する最新情報や支援技術に関する外部研修、勉強会へ積極的に参加します。
- 事例検討会やロールプレイを実施し、実践的な相談援助技術を磨きます。
- 多職種連携を強化し、チームアプローチによる支援力を高めます。

② 窓口業務部門としての機能向上

- 地域包括ケアや在宅医療との連携を強化し、入居者のニーズに合わせたサービス調整を円滑に行います。
- 関係機関との連携や情報交換会等に参加し、地域資源の活用促進と連携体制の強化を図ります。
- 相談窓口の機能強化を図り、入居者や家族からの相談に迅速かつ丁寧に対応します。
- 相談内容の記録管理を徹底し、情報共有と業務の効率化を図ります。

③ 生活の質の向上

- 入居者の希望やニーズを反映した個別計画を作成し、生活意欲の向上を図ります。
- 季節を感じられる外出レクリエーションや地域行事への参加を積極的に行い、社会参加を促進します。
- 趣味活動やクラブ活動を充実させ、入居者同士の交流を深めます。

④ リスクマネジメントの推進

- 介護事故やヒヤリハット事例の分析と共有を行い、再発防止策を徹底します。
- 各種マニュアル（事故発生時、感染症発生時等）の定期的な見直しと研修を実施します。
- 面会者や来訪者の健康状態確認と感染症対策への協力を依頼します。

⑤ 相談・苦情への対応

- 入居者や家族との信頼関係構築に努め、日頃からのコミュニケーションを密にします。
- 相談しやすい環境づくりを心がけ、気軽に相談できる雰囲気を作ります。
- 苦情や意見・要望は真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応します。
- 必要に応じて第三者委員の助言を得ながら、公平かつ透明性の高い苦情解決に努めます。
- 苦情内容の分析と共有を行い、サービスの改善に繋がります。

⑥ 地域社会との交流

- 地域住民やボランティアとの交流を促進し、地域に開かれた施設づくりを目指します。
- 施設行事や地域イベントへの参加、協力を行い、地域との連携を深めます。

⑦ 情報開示

- 施設ホームページや広報誌を通じて、施設の活動内容や情報を積極的に発信します。

4. 令和7年度 主な行事及び活動計画

月	行事内容	月	行事内容
4月	花見(桜)	10月	紅葉見学
5月	母の日	11月	
6月	父の日、紫陽花見学	12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕会	1月	初詣
8月	納涼祭、流しそうめん	2月	節分
9月	敬老会、	3月	ひな祭り

- ・ 入居者の希望に沿った買い物や外出などの外出活動も実施します。
- ・ 各種感染症の状況に応じて、行事内容や実施方法を柔軟に対応します。

生活相談支援（短期入所）

1. 基本方針

①「人格及び意思を尊重し、利用者が楽しく過ごせることを援助する」

- 利用者の尊厳を第一に考え、個々の生活能力を最大限に引き出す支援を行います。
- 利用者一人ひとりの興味や関心に寄り添い、生きがいを感じられるような時間を提供します。
- 生活能力の維持・向上を目標に、自立支援を重視したショートステイ計画書を作成します。

②「寂しさや不安を軽減し、穏やかで安心した日常生活を送れるよう援助する」

- 認知症や心身機能の低下があっても、安心して過ごせる生活環境を提供します。
- 利用者の不安や孤独感に寄り添い、心の安定を図るための個別ケアを実施します。

③「利用者に喜ばれるケア、家族に安心感を持ってもらえるケアを目指す」

- 利用者と家族のニーズを丁寧に把握し、満足度の高いケアを提供します。
- ケアの選択肢を提示し、利用者と家族が主体的に決定できるプロセスを重視します。
- 利用者の笑顔と家族の安心を追求し、信頼関係を築きます。

④「協力、認め合い、共に成長する」職場環境づくりを目指す」

- 「関心を持つ・情報共有・主体的に考える・積極的に発信する・互いに学び合う・率先して行動する」の6項目を職員の行動指針とし、質の高いサービスを提供します。
- 職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるようなチームケアを推進します。
- 職員間のコミュニケーションを活発化し、互いに成長できる職場環境を実現します。

2. 事業計画

① 安定した利用率の確保

- 利用者、家族、居宅介護支援専門員からの信頼と満足度向上に努め、定期利用者を増加させます。
- 職員体制の安定化を図り、土・日曜日の営業を再開します。
- 地域の居宅介護支援事業所との連携を強化し、利用者の受け入れを積極的に行います。
- 担当学会議や地域連携を通じて、施設の情報を分かりやすく発信します。
- 利用者の居宅ケアプランに基づき、個別性の高いショートステイ計画書を作成します。

② 利用前から利用後までの連携強化

- 事前訪問や聞き取りを丁寧に行い、利用者の情報を正確に把握します。
- サービス担当学会議後、利用者の情報(要望、希望、在宅状況、リスク等)を速やかに共有し、多職種連携を強化します。
- 介護支援専門員、看護職員、主治医との情報共有を密に行い、医療ニーズにも適切に対応します。
- 利用中の体調変化や緊急時には、迅速な対応と関係者への報告・連絡を行います。
- 利用終了時には、利用中の生活状況や変化を詳細に報告し、在宅生活へのスムーズな移行を支援します。

③ 在宅生活継続の支援

- 利用者の残存機能を最大限に活かし、ADL・QOL の維持・向上を図ります。
- 新規利用者や緊急利用者にも柔軟に対応し、在宅介護を支えます。
- 利用者と家族の意向を尊重し、送迎時間や日程調整に柔軟に対応します。
- 家族介護者の負担軽減のため、介護技術や福祉用具に関する相談・対応を行います。

④ 社会との関わりを支援

- 。 利用者の趣味や嗜好に合わせたレクリエーションや交流機会を提供し、孤立感の解消を図ります。
- 。 季節の行事や地域交流イベントを企画し、社会参加を促進します。

3. その他

- ・ 感染症対策を徹底し、安全なサービス提供に努めます。
- ・ リスクマネジメント体制を強化し、事故防止に努めます。
- ・ 個人情報保護に関する規定を遵守します。

【看護部門事業計画書】

1. 基本目的

- ① 入居者の健康管理を図る為、疾病予防、病状変化の早期発見に努め、悪化の防止の為、医療機関及び各部署との連携を図り敏速な対応を行います。
- ② 正確かつ的確な申し送りの実施を行う事により、看護職員間の医療情報の周知徹底及び職員間の連携強化を行います。
- ③ 職場内勉強会や研修会を開催し、積極的な参加を促し看護及び介護職員の医療的な知識向上を図ります。
- ④ 職場での衛生管理活動を通して、職員の健康確保と快適な職場環境づくりを目指します。
- ⑤ 終末期の入所者に対しては、積極的に家族との話し合いを持ち、尊厳ある死が迎えられるように、努めます。
- ⑥ 栄養管理委員会による栄養評価・管理を行い、入居者様の栄養ケアの充実・強化に努めます。

2. 具体的な取り組み

- ① 入居者の健康管理を図る為、毎日のバイタル測定、排便コントロール、定期的な体重測定、血液検査、健康診断を実施します。
- ② 入居者の異常の早期発見、悪化防止の為の各種病院受診を敏速に、行い早期回復を目指します。
- ③ 協力病院や地域医療機関との連携を強化する為、看護サマリーの提出や看護情報録の作成を行います。
- ④ 看護・介護職員の資質向上と連携強化を図る為、スタッフ間での勉強会を実施します。
- ⑤ 入居者が外泊・外出した場合、家族との情報交換に努め、医療面での注意事項や具体的対処方法の指導を行います。
- ⑥ 感染予防対策の充実、強化を図る為、居室等の清掃や汚物の適切な処理方法の指導、手洗い及び手指消毒、うがい等の徹底に努め、感染対策の強化を行います。
また感染状況に応じて利用者の隔離（早期）や面会の制限等を行います。
- ⑦ 看護処置の管理、評価や対策の検討を行い、より良い治療法を追求し、褥瘡防止に努めます。
- ⑧ 疾病などから起こる摂食嚥下障害を医学的根拠から学習し、他職種への指導、啓発お行い、効果的な食事介助の検討・実施を行います。また、認知症についての職員の知識向上に努めます。
- ⑨ 毎月1回、栄養委員会での入所者の体重増減、アルブミン値、粗食率などをアシメントし、入居者の栄養に関する問題点に対策を立て実行します。

3. 新たな取り組み

- ⑩ 新型コロナウイルス感染者発生時に感染を拡大させない為の対応の徹底
(不織布マスク着用・換気・手洗い、手指消毒・加湿《冬季》)
- ⑪感染者発生時に備え対応に必要な衛生用品の準備と整備
- ⑫発生時の対応について実施事項と役割を明確にし法人内の連携対応が混乱なく行えるように整備する。

【介護部門】

1. 基本目標

入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、これまでの暮らしぶりが継続でき、入居者同士がお互いに社会的関係を築き『自分らしく生き生きと』自律した日常生活が送れるよう支援します。

2. 新たな目標

職員は入居者様の想いに耳を傾け、笑顔で明るく優しく接するケアを意識し、取り組んでいきます。

職員は常に目配り、気配り心配りを忘れず、ご利用者様、ご家族様及び職員間での円滑な関係構築に努めます。

3. 介護サービスの具体的取組

1) 生活について

- ① ユニット内やホールの環境整備を図り、安らぎのあるフロア作りを心がけます。
- ② 季節感を感じられる楽しみ活動に取り組んでいきます。
- ③ 24時間シートというツールを活用し、入居者一人ひとりの生活習慣や嗜好を尊重した支援を24時間体制で行います。また、ケアプランとの連動により、ケアの統一化と質の向上を図ります。
- ④ 感染予防対策の徹底を図ります（清掃と消毒の徹底、手洗いの徹底、換気の徹底）

2) 食事について

- ① 清潔面での手洗い（手拭き）・消毒などの衛生面に日々十分注意して行きます。
- ② 他者との交流を交えながらの楽しく、落ち着いた雰囲気の中で召し上がっていただけるよう良好な環境を整えます。
- ③ 提供された食事の観察を行い、変化があれば他職種と連携しながら管理を行います。
- ④ 食事・水分摂取量の把握を管理し、他職種との連携を図ります。
- ⑤ 自助具や介護用品を活用し食べ易い工夫に努めます。

3) 入浴について

- ① 1週間に2回以上又は必用に応じて、一人ひとりの状態に合った形で提供します。
- ② 入浴できない場合は、清拭や衣類交換にて清潔の保持に努めます。
- ③ 入浴時に全身の状態や皮膚観察を行い、変化の早期発見に努め医療との連携に努めます。
- ④ 入浴中は安全、安楽な取り組みが出来るような介助法又は福祉用具を活用します。

4) 排泄について

- ① プライバシー保護に努め、一人ひとりの排泄パターンを把握し、日々快適に過ごして頂けるよう定時のトイレ誘導やオムツ交換を実施して行きます。
- ② 排泄状況の変化については、随時検討や対策に努めます。
- ③ 排泄自立に向け、『オムツ外し』についてユニット毎に段階的に取り組んで行きます。
- ④ オムツ交換時の陰臀部洗浄やトイレ排泄後の陰臀部清拭を徹底します。
- ⑤ 感染予防の排泄後の手洗い、消毒の徹底に努めます。トイレ使用後は手洗い消毒の声掛け促しを行います。

5) 整容について

- ① 起床時の洗面や整容を必ず実施します。
- ② 毎食後の口腔ケア・口腔内の状態把握を徹底し、適切なケアを行います。
- ③ 定期的な散髪、爪切りを必ず実施します。
- ④ 日課に沿って寝巻き、普段着への交換や生活に応じた衣類への交換を行います。

6) 認知症ケアについて

- ① 認知症を画一的に捉えるのではなく、それぞれの認知症の症状や特性を理解し、それを踏まえた対応により個別的・専門的なケアを目指します。
- ② 入居者本人が望むその人らしい生活の再構築を側面で支え、その人が自らの意思に基づいて、質の高い生活を送ることができるよう支援します。このため、「介護の質」の向上・認知症の理解を図るために、定期的な施設内研修を実施します。また、施設外研修についても積極的に参加を促していきます。

7) 看取り介護について

本人、ご家族が望まれる終末期を過ごせるよう、『看取り介護に関する指針』に沿って、他職種協働にてケアを実践して行きます。

8) 研修について

全職員の社内研修の回数を増やします。全職員社外研修への参加を増やします。職員一人ひとりのスキルアップを目指し、利用者様の QOL 向上に努めます。

9) 職員の健康管理

ストレスチェックを定期的実施。利用者様の過ごしやすい環境を提供するため、職員の健康管理、働きやすい環境づくりに努めます。

【機能訓練部門】

1. 基本目標

機能訓練指導員が他職種と連携を図りながら、利用者様一人ひとりの生活を豊かにする視点で、生活の場に即した機能訓練計画書を入居利用者様（特養）ごとに作成し、日常生活を営むために必要な機能の維持・改善に向けて訓練を行います。入居利用者様との信頼関係を築き、職員間での情報・意見交換を密に行いながら、入居利用者様の身体機能を維持・改善する事によって、入居利用者様の生活の質の維持と向上を図ります。

2. 具体的な取り組み

- ① その人に合った運動プログラムに基づいておこないます。
- ② 計画に基づき計画的に機能訓練をおこないます。
- ③ 歩行器、平行棒、プーリー等を用い、ご本人の身体状態に応じ、安全に訓練を行います。
- ④ 日常生活場面（移乗、排泄、更衣等）で必要である動作訓練指導を行います
- ⑤ 腰、肩、膝関節等の痛みには、ホットパックや電気治療等の物理療法を行い疼痛緩和を図ります。
- ⑥ 5 台のトレーニングマシンを用い効率的な全身運動を行います。
- ⑦ 入居者との交流を通して、ご本人の意向に沿った機能訓練を行います。
- ⑧ 機能訓練計画書は、入所利用者様や家族の要望、多職種の意見を含めて3ヵ月毎にモニタリングを行い次回プランへと繋げていきます。状態に変化がある場合はプランを変更し、機能訓練計画書の同意を得て訓練を進めていきます。Barthel Index の評価を5月末に利用者全員行い、11月末の評価と比較していきます。
- ⑨ 簡単な計算問題やパズル貼り絵等で認知症の予防に努めます。
(介護スタッフに指導を行い、出来る限り毎日の日課に取り入れて行きます。)
- ⑩ 生活機能訓練の一環として『園芸クラブ』『調理クラブ』『書道クラブ』等を開催します。

【栄養部門】

1. 基本目標

- ① 入居者の健康維持・増進、QOLの向上を図るため、個々の嗜好や疾病、喫食状況の把握に努めます。
- ② 高齢者にとって、食べる楽しみは生きる力につながり“口から食べる”ことの意義を十分に知り、それを支える食事サービスを提供します。
- ③ 多職種が協働し、入所者一人一人の栄養状態を適切にアセスメントしながら栄養マネジメントを行います。
- ④ 外出する機会が少ない入居者に、季節感のある食事や、旅先あるいはレストラン等の雰囲気です食事を味わえる演出を行い、『楽しい食事』を計画します。
- ⑤ 研修会に積極的に参加し、職員のレベルアップを目指します。また、調理部門の勉強会を開き職員の資質向上を図るとともに、共通の目的意識を持って業務にあたります。
- ⑥ 安全な食事の提供に向けて衛生管理、食事形態の管理、危機管理へのチェックは厳しく行います。
- ⑦ 大規模災害発生時にも滞りなく食事が提供できるよう災害対策に努めます。

2. 具体的な取り組み

- ① 適時適温給食の実施
- ② 個人の嗜好を考慮した食事提供の実施
- ③ 喫食時の状況把握
- ④ 残食調査の実施（毎食後）
- ⑤ 嗜好調査の実施（年1回）
- ⑥ 行事食の実施
- ⑦ 給食委員会の開催（3ヶ月1回）
- ⑧ 調理クラブの実施（月1回）
- ⑨ 大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理
（残留塩素の測定、水質検査、検便検査、食器・調理器具等の殺菌、加熱調理食品の中心温度管理等）
- ⑩ 非常食とデイスボ食器等の備蓄

令和7年度 通所介護事業所希望 事業計画

1. 運営方針

- (1) 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 希望通所の基本理念

私たちは、明るい笑顔・目配り・気配り・心配りの心で、地域の方に信頼される施設を目指します。

3. 具体的な介護サービス内容

① 送迎サービス

家庭と施設間の送迎を行い、利用者様及び家族様の心身の負担軽減を図る。
利用前の健康状態確認や利用中の状態観察等を連絡帳や電話連絡又は送迎時に口頭での申し送りにて行います。

② 健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きい活動前に実施をし、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネージャー、家族様との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

③ 入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴ができるように支援を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。

④ 機能訓練

利用者様の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指します。

利用者様の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続を念頭におき、個々に応じた訓練実施をし、「できる事は自身で行う。」事を徹底して心身機能の維持向上を図ります。

⑤ 排泄

トイレ内動作の訓練、必要に応じての支援並びに健康状態の把握を行います。
また、個人の尊厳には十分な配慮を行います。

⑥ 食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

また、利用者様が食に喜びを感じられるようなサービスを行います。

⑦ アクティビティ活動

季節を感じて頂くことや達成感を味わうことでの心身の活性化を意識した脳トレ活動、手作業、行事参加、クラブ活動等の提案実施に努めます。

また、利用者様・職員と共に笑いの絶えない生活が送れるよう支援行っています。

⑧ その他の日常生活上の支援等

利用者様の居宅サービス計画書等に沿って、利用者様並びに家族様等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行い家族様の（介護者）介護負担軽減への対応も視点におきながら支援を行っています。

4. 地域との交流

地域交流

趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努めます。また、地域住民の方との繋がりを深められる事業の展開を図ります。

ボランティア

ボランティア活動を積極的に受け入れ拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りにも努め、福祉事業啓発活動を積極的に行っています。

広報

広報誌・SNS等を活用し、利用者様や家族様、各居宅へ当事業所の取り組みや利用者の笑顔を伝えられるような取り組みを行っています。

5. 職員の資質の向上

- ① サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスの低下をきたさぬよう工夫して極力多数が参加できるよう努めます。
- ② また、研修等で得た情報は職員全員に報告・伝達・共有が図れるよう工夫を図っています。
- ③ 職員は、認知症の病状等の専門的知識をしっかりと持ち認知症の方を区別することなく、「その人らしく」ご利用できるよう支援を行っています。

- ④ 職員は、高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、職員研修を継続し高齢者虐待防止に全力で取り組みます。
- ⑤ 職員は、気付きを大切に捉えヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有すると共に原因等を究明し対策を講じることに努めます。
- ⑥ 職員は、送迎業務・介護業務において利用者の安心・安全に努めます。
- ⑦ 個人情報について職員は、利用目的に基づいた取り扱いを行い業務上知り得た利用者様またはその家族様等の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

6. 生活相談

- ① 利用者様・利用者家族様・担当ケアマネージャーや地域自治体等との情報共有を図り安心してご利用して頂ける環境づくりに努めます。
- ② 定期的に通所介護職員会議を開催し利用者様の満足度やサービス提供状況の評価、事業所等の発見に努めます。
- ③ 常に真心に満ち溢れた施設を目指し、地域の方から必要とされるよう努めます。
- ④ 日々の利用者数を把握し、計画的に稼働率の向上を図り経営の安定に努めます。

7. 令和7年度年間行事計画（案）・活動について

4月	桜・つつじ見学・調理クラブ・創作・誕生会
5月	藤の花見学（龍峯小学校）・菖蒲湯・母の日・調理クラブ・創作・誕生会
6月	紫陽花見学・父の日・調理クラブ・創作・誕生会
7月	七夕・調理クラブ・創作・誕生会
8月	納涼祭・調理クラブ・創作・誕生会
9月	敬老会・調理クラブ・創作・誕生会
10月	紅葉見学・運動会・調理クラブ・創作・誕生会
11月	干し柿作り・妙見祭ライブ配信・調理クラブ・創作・誕生会
12月	クリスマス会・ゆず湯・餅つき・調理クラブ・創作・誕生会
1月	初詣・調理クラブ・創作・誕生会
2月	節分・調理クラブ・創作・誕生会
3月	桜（3月下旬頃）・調理クラブ・創作・誕生会

※クラブ活動、季節や利用者様の興味関心に目を向け様々な取り組みを柔軟に行っていく。

※外部講師やボランティアの方等による活動を増やし、利用者様の楽しみや活動の選択の幅を増やしていく。

1. 令和7年度の事業継続への計画案

① 事業所の取り組み・利用者様の活動内容等の情報発信

利用者様・家族様へ個人情報（顔写真や活動風景等）の取り扱いの同意を得ます。

② 幅広い年齢層へ向けた新たな活動の提案

職員へのレクリエーション・活動等の研修へ積極的参加
外部講師やボランティアの方との交流を交え、生活の質向上を目指します。

③ 開けたコミュニティの場の開設

地域密着型の役割として、地域の方や利用者様・利用者家族様の交流の場づくりを目指します。

④ 経営の安定のため、より一層のコスト低減と効率化に努めます。

感染症等の流行の中でも利用者が安心して当事業所サービスを利用してもらうとともに、提供するサービスの質の維持・向上を図ります。

感染予防対策（健康管理・消毒・換気など）の徹底。

感染委員会など感染症情報を全職員が把握してサービスの提供に取り組みます。

感染予防対策を徹底し、職員の欠員が出た場合でも可能な限りサービス内容を縮小するなどして休業の状態を防ぎます。

令和7年度 通所介護事業所希望 介護予防・日常生活支援事業第1号通所事業
(お達者クラブ)・(介護予防通所介護相当サービス) 事業計画

1. 事業の目的

要支援状態にある利用者様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

2. 運営方針

- ① 事業所の従事者は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

3. 希望通所の基本理念

私たちは、明るい笑顔・目配り・気配り・心配りの心で、地域の方に信頼される施設を目指します。

4. 具体的な介護サービス内容

① 送迎サービス

家庭と施設間の送迎を行い、利用者様及び家族様の心身の負担軽減を図る。

利用前の健康状態確認や利用中の状態観察等を連絡帳や電話連絡又は送迎時に口頭での申し送りにて行います。

② 健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きい活動前に実施をし、必要に応じて主治医、医療機関、ケアマネージャー、家族様との連携を図り、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

③ 入浴サービス

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に自立した入浴ができるように支援を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。

④ 機能訓練

利用者様の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指します。

利用者様の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続を念頭におき、個々に応じた訓練実施をし、「できる事は自身で行う。」事を徹底して心身機能の維持向上を図ります。

⑤ 排泄

トイレ内動作の訓練、必要に応じての支援並びに健康状態の把握を行います。

また、個人の尊厳には十分な配慮を行います。

⑥ 食事

管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

また、利用者様が食に喜びを感じられるようなサービスを行います。

⑦ アクティビティ活動

季節を感じて頂くことや達成感を味わうことでの心身の活性化を意識した脳トレ活動、手作業、行事参加、クラブ活動等の提案実施に努めます。

また、利用者様・職員と共に笑いの絶えない生活が送れるよう支援行っています。

⑧ その他の日常生活上の支援等

利用者様の居宅サービス計画書等に沿って、利用者様並びに家族様等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行い家族様の（介護者）介護負担軽減への対応も視点におきながら支援を行っていきます。

5. 地域との交流

① 地域交流

趣味活動をしている団体（歌・踊り・絵手紙など）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努めます。また、地域住民の方との繋がりを深められる事業の展開を図ります。

② ボランティア

ボランティア活動を積極的に受け入れ拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制作りに努め、福祉事業啓発活動を積極的に行っていきます。

③ 広報

広報誌・SNS等を活用し、利用者様や家族様、各居宅へ当事業所の取り組みや利用者の笑顔を伝えられるような取り組みを行っていきます。

6. 職員の資質の向上

- ① サービスの質は職員の人格・知識・技能に比例するため資質の向上は本来自己啓発が基本であるが、施設内外の研修及び関係機関の会議等にはサービスの低下をきたさぬよう工夫して極力多数が参加できるよう努めます。
- ② また、研修等で得た情報は職員全員に報告・伝達・共有が図れるよう工夫を図っていきます。
- ③ 職員は、認知症の病状等の専門的知識をしっかりと持ち認知症の方を区別することなく、「その人らしく」ご利用できるよう支援を行っていきます。
- ④ 職員は、高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在するため、直面し得る人権課題として捉えると共に、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、職員研修を継続し高齢者虐待防止に全力で取り組みます。
- ⑤ 職員は、気付きを大切に捉えヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有すると共に原因等を究明し対策を講じることに努めます。
- ⑥ 職員は、送迎業務・介護業務において利用者の安心・安全に努めます。
- ⑦ 個人情報について職員は、利用目的に基づいた取り扱いを行い業務上知り得た利用者様またはその家族様等の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図ります。

7. 生活相談

- ① 利用者様・利用者家族様・担当ケアマネージャーや地域自治体等との情報共有を図り安心してご利用して頂ける環境づくりに努めます。
- ② 定期的に通所介護職員会議を開催し利用者様の満足度やサービス提供状況の評価、事業所等の発見に努めます。
- ③ 常に真心に満ち溢れた施設を目指し、地域の方から必要とされるよう努めます。
- ④ 日々の利用者数を把握し、計画的に稼働率の向上を図り経営の安定に努めます。

8. 令和7年度年間行事計画（案）・活動について

4月	桜・つつじ見学・調理クラブ・創作・誕生会
5月	藤の花見学（龍峯小学校）・菖蒲湯・母の日・調理クラブ・創作・誕生会
6月	紫陽花見学・父の日・調理クラブ・創作・誕生会
7月	七夕・調理クラブ・創作・誕生会
8月	納涼祭・調理クラブ・創作・誕生会
9月	敬老会・調理クラブ・創作・誕生会
10月	紅葉見学・運動会・調理クラブ・創作・誕生会
11月	干し柿作り・妙見祭ライブ配信・調理クラブ・創作・誕生会
12月	クリスマス会・ゆず湯・餅つき・調理クラブ・創作・誕生会
1月	初詣・調理クラブ・創作・誕生会
2月	節分・調理クラブ・創作・誕生会
3月	桜（3月下旬頃）・調理クラブ・創作・誕生会

※クラブ活動、季節や利用者様の興味関心に目を向け様々な取り組みを柔軟に行っていく。

※外部講師やボランティアの方等による活動を増やし、利用者様の楽しみや活動の選択の幅を増やしていく。

1. 令和7年度の事業継続への計画案

① 事業所の取り組み・利用者様の活動内容等の情報発信

利用者様・家族様へ個人情報（顔写真や活動風景等）の取り扱いの同意を得ます。

② 幅広い年齢層へ向けた新たな活動の提案

職員へのレクリエーション・活動等の研修へ積極的参加
外部講師やボランティアの方との交流を交え、生活の質向上を目指します。

③ 開けたコミュニティの場の開設

地域密着型の役割として、地域の方や利用者様・利用者家族様の交流の場づくりを目指します。

④ 経営の安定のため、より一層のコスト低減と効率化に努めます。

感染症等の流行の中でも利用者が安心して当事業所サービスを利用してもらうとともに、提供するサービスの質の維持・向上を図ります。

感染予防対策（健康管理・消毒・換気など）の徹底。

感染委員会など感染症情報を全職員が把握してサービスの提供に取り組みます。

感染予防対策を徹底し、職員の欠員が出た場合でも可能な限りサービス内容を縮小するなどして休業の状態を防ぎます。

令和 7 年度 事業計画

【居宅介護支援事業所】

（１）基本目標

居宅介護支援事業所として、在宅及び在宅と位置づけられる場所において生活される要支援・要介護の認定を受けた利用者が、保険医療サービス及び福祉サービスを適切に利用することができ、自立した生活がなされるよう、介護支援専門員の倫理規定に沿って介護支援計画等を作成し、サービスが円滑に実施されるようにします。

サービス提供地域は八代市、八代郡、宇城市となります。

（２）具体的な取り組み

① その利用者の心身の状態や置かれている状況等に応じて、利用者の選択に基づき適切な医療サービス及び福祉サービス等多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるようにします。また、特定の事業所に集中するよう誘導したり、意思と反した提供がなされないように十分に説明を行い、同意を得られるようにします。

市町村や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護事業所、介護保険施設、医療機関など、その他関係する施設等において、連携を図ります。

② 十分な連携が取れるよう、事業所内での研修や地域で実施される様々な研修において積極的に参加します。

（３）事業所目標

利用者の確保のための取り組みを行います。

① 各包括支援センターや回復期医療機関への継続した挨拶や連携、また依頼された事や報告を確実に行って行きます。

② 地域内での情報の提供と共有（地域行事などへの参加、協力等）を行って行きます。